

# 最近寄せられた『よくある質問』集――その39――

問一 当社では、毎年、対象期間が4月から1年間の時間外労働に関する労使協定（36協定）を締

答一 労働基準法（以下「法」といいます）で定められた労働時間（原則1日8時間、1週40時間）

を超えて時間外労働を行わせるためには、36協定を締結し、所轄労働基準監督署に届け出なければなりません。そして、同協定では、①1日、②1日を超える3か月以内の期間、③1年間、のそれぞれについて、延長することができる時間を協定する必要があり、このうち

昨年4月1日に施行された改正法に基づき、同日以降に特別条項付き36協定を締結・更新する場合には、⑦限度時間を超えて働くかせる一定の期間（前記②と③の期間）ごとに割増賃金率を定める

問二 当社では、生産調整のため、一部の労働者を3月1日から4月末日まで休業させる予定ですが、休業手当の算定方法を教えて下さい。なお、当社は賃金を月末締切で

3月分の休業手当は、12月の期間に支払われた賃金額をその期間の暦日数（90日）で除した金額の6割以上となります。また、4月分の休業手当については、直前の賃金締切日は3月31日ですが、

3月分の休業手当は、12月の期間に支払われた賃金額をその期間の総日数で

える時間外労働の短縮に努めていない場合には、労働基準監督署から指導されることになりますので、ご留意下さい。

算定期間は、賃金締切日がある場合には、直前の賃金締切日から起算すると規定されていますので、3月分の休業手当は、12月の期間に支払われた賃金額をその期間の暦日数（90日）で除した金額の6割以上となります。また、4月分の休業手当については、直前の賃金締切日は3月31日ですが、

3月分の休業手当は、12月の期間に支払われた賃金額をその期間の総日数で

## 質問に答えます

在、今年4月からの協定の準備をしていますが、今回の届出から、特別条項を適用した場合の割増賃金率を記載しなければ受理されないと聞きましたが、本当にでしょうか。

1年間360時間など）を超えて働く場合は、その時間数や手続等について協定しなければならないこととされており、これを特別条項付き協定と呼んでいます。

ですから、御社がこれから締結する36協定が特別条項付き協定の場合、⑦の割増賃金率を記載しないければ、労働基準監督署で受理されず返されることになります。

答二 法26条では、「使用者の責に帰すべき事由による休業を行った場合、休業期間中その労働者に平均賃金の6割以上の手当を支払わなければならぬ」と規定され、会社の都合による休業が行われた日には平均賃金の6割以上の休業手当を支払うことなどが義務付けられています。

なお、この休業を命じた期間中に所定休日がありますし、1日でもつても、労働日の休業が継続していれば「継続」になります。つまり、次の休業期間の初日が次の休業期間中の休業手当（平均賃金）の算定期間になります。

ここでの平均賃金とは、法12条で「算定期間の初日が次の休業期間中の休業手当（平均賃金）の算定期間」となります。

この発生した日以前3か月間に支払われた賃金総額をその期間の総日数で